

【アライグマ等中型獣類の被害にお困りの皆様へ】

市原市では、中型獣類の住宅地への侵入や農作物被害への対策として捕獲用わなの設置を行っています。お困りの場合は、農林業振興課 鳥獣対策係までご相談ください。なお、屋内へのわな設置や、企業が管理する敷地等へのわな設置は行っていません。

※無許可での野生動物の捕獲は禁止です。

【ご利用の流れ】

- ①農林業振興課鳥獣対策係に連絡してください。被害状況等の聞き取りを行います。
- ②わな設置の条件等説明を行います。
- ③翌日以降、現地に市が委託している市原市猟友会がわな設置に伺います。
(設置期間は原則1ヶ月。ただし、捕獲状況等により、延長・短縮があります。)
- ④依頼者は設置されたわなの管理(毎日の見回り、エサの交換等)をしてください。
- ⑤中型獣類が捕獲された場合、市原市猟友会に連絡してください。
- ⑥市原市猟友会が捕獲された中型獣類を回収します。

※アナグマは「千葉県の保護上重要な野生生物」に指定されているため駆除対象外です。

★その他詳細は市HP
「中型獣類による被害と対策について」
にてご確認ください



【ご連絡先】
市原市農林業振興課
鳥獣対策係
☎(36)4187

中型獣類の特徴

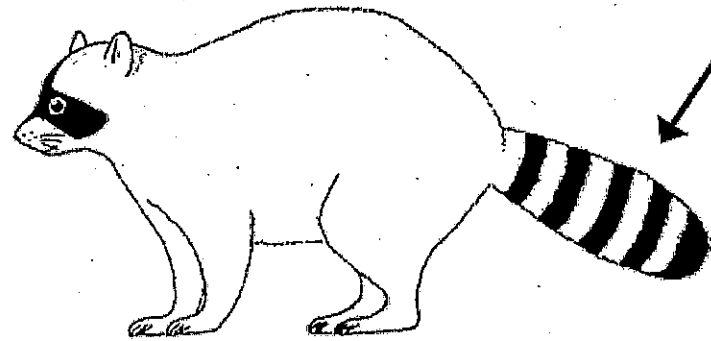
アライグマの特徴

- ・体重は4～10kg
- ・尾を含めた長さは60～100cm
- ・尾の黒い縞模様(5～7本)が

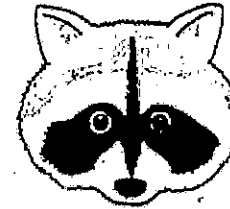
大きな特徴

- ・耳の縁とひげが白い
- ・指は5本で、細長い
- ・爪は短く湾曲しない

全身



顔の模様



足跡
(後)

(前)



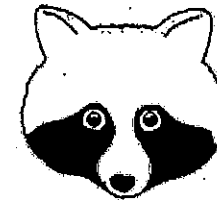
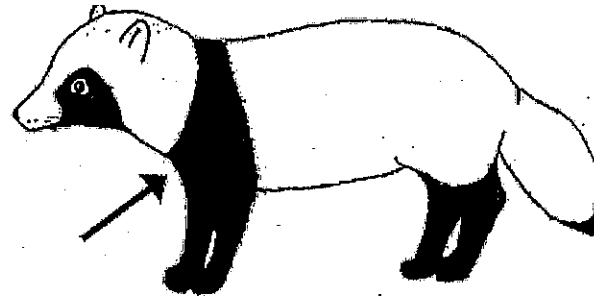
ハクビシン

- ・尾が長く、体の長さとはほぼ同じ
- ・鼻から後ろ頭にかけて白い帯がある
- ・指は5本



タヌキ

- ・前肢から肩にかけて黒い帯がある
- ・耳の縁とひげが黒い
- ・四肢は黒色、尾に縞模様がない
- ・指は4本で、イヌに似ている



アナグマ

※駆除対象外

- ・顔が細長い
- ・四肢は短く、褐色か黒色
- ・耳は小さく先端が丸い、鼻が大きい
- ・指は5本で、湾曲した長い爪がある

